

災害公営住宅整備等事業における財政運営に関する 自治体間比較研究

公共政策特別コース 高橋 翔

2011（平成23）年3月11日に発生した東日本大震災は、日本各地に甚大な被害をもたらした。これだけでなく、日本はこれまで、1995（平成7）年に発生した阪神・淡路大震災や、1923（大正12）年に発生した関東大震災など、定期的に大規模災害を経験している。

突発的な大災害が生じた場合、行政の果たす役割は大きい。担い手となる各自治体は、国の財政措置を注視しつつ、それまで経験したことのないような復旧・復興事業及び財政運営に取り組むこととなる。

このようなことから考えても、各自治体がどのように災害対応に取り組んだのか、その実態はどのようなものであったか、今後に向けた課題はないか、整理しておくことは重要である。

第1節においては、災害財政に関する先行研究の整理と課題についてまとめている。

先行研究で明らかにされていない課題として、①これまでなされてきた各種研究は総じて総論的であり、個別の震災復興事業に着目した財政研究が不足していると考えていること、②復興事業の主体について明確になされていないこと、③多くの場合財源構成が考慮されていないこと及び④県と市町村の果たす役割が十分に論じられていないことを課題として挙げたうえで、本稿の目的を、先行研究を踏まえて、個別の復旧・復興施策として災害公営住宅整備事業に焦点をあて、東日本大震災の被災自治体である岩手県及び宮城県、阪神・淡路大震災を経験した兵庫県を取り上げ、県という単位で自治体間の財政的側面の分析による比較

研究を通じて、県の果たす役割を明らかにすることと定めた。

第2節においては、日本の災害対策制度と災害公営住宅制度の抱える課題について述べている。

シャープ勧告においては、国・県・市町村の事務が明確に分けられており、災害復旧については国の役割とされていたが、日本の実態に合わないということで、日本が従前からとっていたプロイセンの制度を参考とした国・県・市町村の役割が融合された制度設計をとったことにより、それぞれの果たすべき役割が曖昧な形をとっており、このような背景が災害公営住宅制度にもみられることを指摘している。

第3節においては、兵庫県、岩手県及び宮城県における災害公営住宅建設に関する取組について整理している。

大きな特徴として、①兵庫県では、県が一定程度の建設を担ったが、東日本大震災で創設された復興交付金がなかったことに加え、用地費への補助が当時なかったため、多額の起債を余儀なくされていること、②宮城県では、県が直接の建設は行わず、市町村からの受託による建設のみを行い、県負担が生じていないことが挙げられる。

第4節においては、3県における災害公営住宅の維持管理に関する取組について整理している。

大きな特徴として、①宮城県では、県が維持管理をする災害公営住宅ではないこと、②岩手県では、家賃収入が維持管理経費を上回っているのが現状であること、逆に兵庫県では、維持管理経費が家賃収入を上回っており、岩手県とは対照的な

収支構造となっていることがある。

第5節においては、比較分析結果の整理と考察を行っている。

財政力指数に着目した考察では、岩手県の管内市町村における財政力指数は相対的に他の2県に比して低く、県が一定の役割を担った一因と考えられること、兵庫県・宮城県は管内に政令市及び中核市を抱えており、県の担った割合が相対的に少なかった一因と考えられることを述べている。